

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 3月 19日
 函館地方裁判所民事部
 裁判所書記官 池野 純

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 4月 8日から 令和 7年 4月 15日まで	
開札期日	日 時	令和 7年 4月 18日 午前 10時 00分
	場 所	函館地方裁判所開札場
売却決定期日	日 時	令和 7年 5月 8日 午前 9時 20分
	場 所	函館地方裁判所民事部
特別売却実施期間	令和 7年 4月 22日から 令和 7年 4月 23日まで	
買受申出の保証の提供方法	<p>下記のいずれかによる。</p> <p>(1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。</p> <p>(2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。</p>	
買受申出の資格の制限（民事執行規則33条）	<p>☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。</p>	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 3月 19日から当裁判所記録閲覧謄写室に備え置きます。		

物 件 目 錄

1 所 在 北斗市中野通三丁目
地 番 125番9
地 目 宅地
地 積 410.45平方メートル

2 所 在 北斗市中野通三丁目 125番地9
家屋 番号 125番9
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
床 面 積 1階 69.56平方メートル
2階 46.37平方メートル

物 件 明 細 書

令和 7年 2月 13日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 池野 純

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《注 意 書》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 錄

1 所 在 北斗市中野通三丁目
地 番 125番9
地 目 宅地
地 積 410.45 平方メートル

2 所 在 北斗市中野通三丁目 125番地9
家屋 番号 125番9
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
床 面 積 1階 69.56 平方メートル
2階 46.37 平方メートル

令和6年(ヌ)第19号
令和6年12月 3日受理
令和7年 1月31日提出

現況調査報告書

函館地方裁判所

執行官 鶴見淳

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 錄

1 所 在 北斗市中野通三丁目
地 番 125番9
地 目 宅地
地 積 410.45 平方メートル

2 所 在 北斗市中野通三丁目 125番地9
家屋 番号 125番9
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
床 面 積 1階 69.56 平方メートル
2階 46.37 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	北斗市中野通三丁目1番5号
土地	物件1
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)
形状	<input checked="" type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 債務者(土地所有者) <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(□主たる建物 □附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 債務者(建物所有者) <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 地方裁判所 保管開始日 令和 年 月 日 支部 令和 年 月 日 年()第 号
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■土地について

- 1 本件土地は、接面道路及びその他の隣地とは概ね等高に接した、ほぼ平坦地であると思われるが、詳細は積雪により不明である。なお、接面道路の現況幅員は約3メートルであり、建物等の建築に関しては、4メートルの幅員確保のためのセットバックを要する等の制限が課される（詳細は、評価書を参照。）。
- 2 本件土地の南角付近に、木柵が設置されている。
- 3 本件土地の境界標は、積雪により、確認することができなかつた。本件土地の正確な位置及び形状等は、専門家による調査を要する。なお、本件土地には庭木が植栽されており、当該庭木の枝及び南西側隣地（125番17）に植栽されている庭木の枝が互いに越境しているものと思われる。

■建物について

- 1 本件建物は老朽化が目立ち、軒天が損傷している等、汚損が見られる。
- 2 和室1、2及び食堂の煙突付近の天井に雨漏り痕が見られる（写真⑥）。債務者Aによると、自ら修繕したことである。また、天井板の一部脱落や壁面の黄ばみが見られる。
- 3 建物内で、猫を1匹飼育している。戸や壁面に、猫によるものと思われる損傷が見られる。
- 4 和室1の戸及び和室2の押入の戸が外されている。和室1及び2の床は、共に畳が無くなっています。和室1の床にはブルーシートが敷かれている。
- 5 風除室（床面積約1.62平方メートル）あり。
- 6 ベランダ（床面積約3.31平方メートル）及びルーフバルコニー（床面積約2.3.19平方メートル）あり。
- 7 本件土地上に、債務者所有のスチール製仮設物置（床面積約3.96平方メートル）が設置されている。

■建物抵当権設定当時の本件土地の占有権原について

- 1 本件建物には、登記記録上、乙区1番で独立行政法人住宅金融支援機構の抵当権が設定されている。同抵当権設定当時の土地所有者は、Aの祖母Bであり、その後Aの母Cが相続し、更にAが相続して現在に至る。また、同抵当権設定当時の建物所有者は、Aの父Dであり、Aに当時の本件土地の占有権原について確認したところ、B、C、Dは親族であり、金銭の授受についても聽いたことがないと陳述したため、同抵当権設定当時の土地占有者はD、占有権原は期間の定めのない使用借権であったものと思われる。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
6年12月 5日 (木) 11:30-11:40	北斗市中央	北斗市役所にて固定資産課税資料を調査
6年12月 5日 (木) 11:45-11:55	物件所在地	占有調査(不在)、外観写真撮影
6年12月26日 (木) 10:02-10:12	物件所在地	占有調査(Aの妻と面談)
7年 1月17日 (金) 13:40-15:02	物件所在地	立入調査(Aと面談)、評価人同行、写真撮影
7年 1月20日 (月) 15:55-16:15	函館地方法務局	閉鎖登記簿謄本交付申請
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。	
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。	
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	休日・夜間執行許可の提示をした。	
<input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

122-12
123-5

125-18
125-20

(座標値種別：地上測定)

+33164.610

-241546.303



119-1

119-5

116-3

116-1

道

道

121-38

121-37

121-36

121-35

121-33

121-3

水

122-17

122-8

122-16

122-1

122-3

122-5

122-7

122-9

122-11

121-25

121-26

121-27

121-28

121-29

121-30

121-31

121-32

121-58

121-59

121-60

121-6

121-7

121-8

121-9

121-24

121-23

121-22

121-21

121-20

121-19

121-18

121-17

121-16

121-15

121-14

121-13

121-12

121-11

121-10

121-21

121-20

121-19

121-18

121-17

121-16

121-15

121-14

121-13

121-12

121-11

121-10

121-9

121-8

121-7

121-19

121-18

121-17

121-16

121-15

121-14

121-13

121-12

121-11

121-10

121-9

121-8

121-7

121-6

121-5

121-57

121-56

121-55

121-54

121-53

121-52

121-51

121-50

121-49

121-48

121-47

121-46

121-45

121-44

121-43

121-42

121-41

121-40

121-39

121-38

121-37

121-36

121-35

121-34

121-33

121-32

121-31

121-30

121-29

121-28

121-27

121-26

121-25

121-24

121-23

121-22

121-21

121-20

121-19

121-18

121-17

121-16

121-15

121-14

121-13

121-12

121-11

121-10

121-9

121-8

121-7

121-6

121-5

121-4

121-3

121-2

121-1

121-0

121-9

121-8

121-7

121-6

121-5

121-4

121-3

121-2

121-1

121-0

120-9

120-8

120-7

120-6

120-5

120-4

120-3

120-2

120-1

120-0

120-9

120-8

120-7

120-6

120-5

120-4

120-3

120-2

120-1

120-0

120-9

120-8

120-7

120-6

120-5

120-4

120-3

120-2

120-1

120-0

120-9

120-8

120-7

120-6

120-5

120-4

120-3

120-2

120-1

120-0

120-9

120-8

120-7

120-6

120-5

120-4

120-3

120-2

120-1

120-0

120-9

120-8

120-7

120-6

120-5

120-4

120-3

120-2

120-1

120-0

120-9

120-8

120-7

120-6

120-5

120-4

120-3

120-2

120-1

120-0

120-9

120-8

120-7

120-6

120-5

120-4

120-3

120-2

120-1

120-0

120-9

120-8

120-7

120-6

120-5

120-4

120-3

120-2

120-1

120-0

120-9

120-8

120-7

120-6

120-5

120-4

120-3

120-2

120-1

120-0

120-9

120-8

120-7

120-6

120-5

120-4

120-3

120-2

120-1

120-0

120-9

120-8

120-7

120-6

120-5

120-4

120-3

120-2

120-1

120-0

120-9

120-8

120-7

120-6

120-5

120-4

120-3

120-2

120-1

120-0

120-9

120-8

120-7

120-6

120-5

登記年月日：昭和53年10月11日

827573 各階平面図

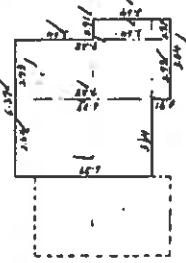
北斗市中野通3丁目

家屋番号 / 25番9

建物の所在 土庫郡上野町字中野通ノ25番地9

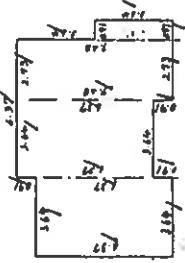
面図

2 階



6.37 X 3.64 = 23.1868/
7.23 X 2.73 = 19.8744/
3.64 X 0.91 = 3.3124/
合計 46.3736/
床面積 46.3736

1 階



6.37 X 3.64 = 23.1868/
6.37 X 3.64 = 23.1868/
7.23 X 2.73 = 19.8744/
3.64 X 0.91 = 3.3124/
合計 69.5604/
床面積 69.5604

作製者

縮尺 1/250

縮尺 1/500

(日本土地家屋四査会連合会用紙)

(日四連12)

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
(函館地方法務局監修)

令和6年10月23日 大阪法務局北出張所

登記官

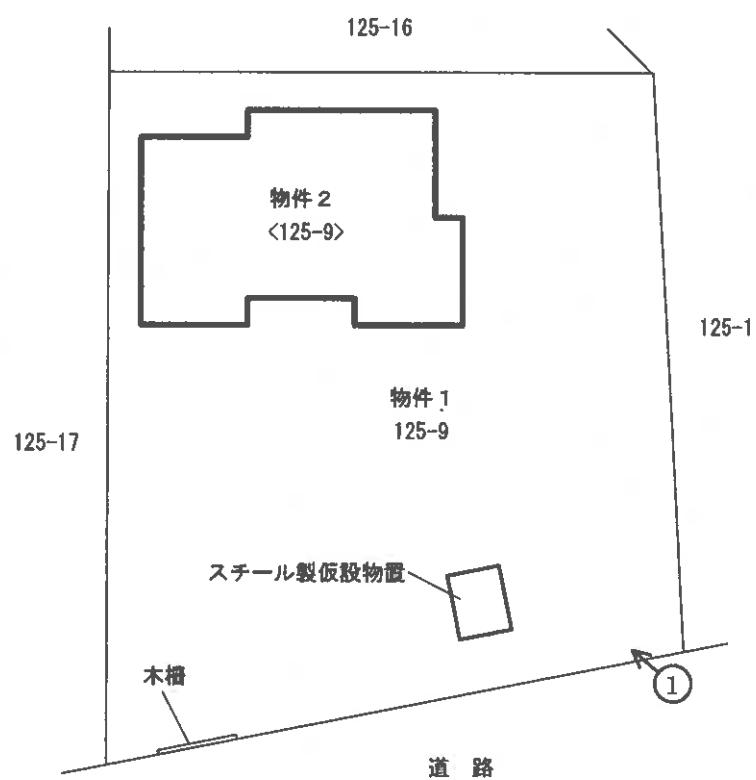
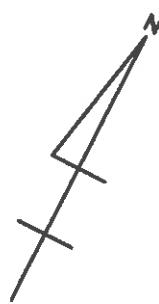
本図面は、A3判をA4
に縮小したものである。

(6 枚)

請求番号：12-3

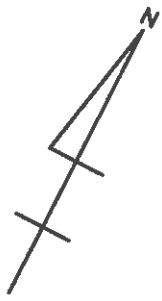
土地建物位置関係図

物件1、2

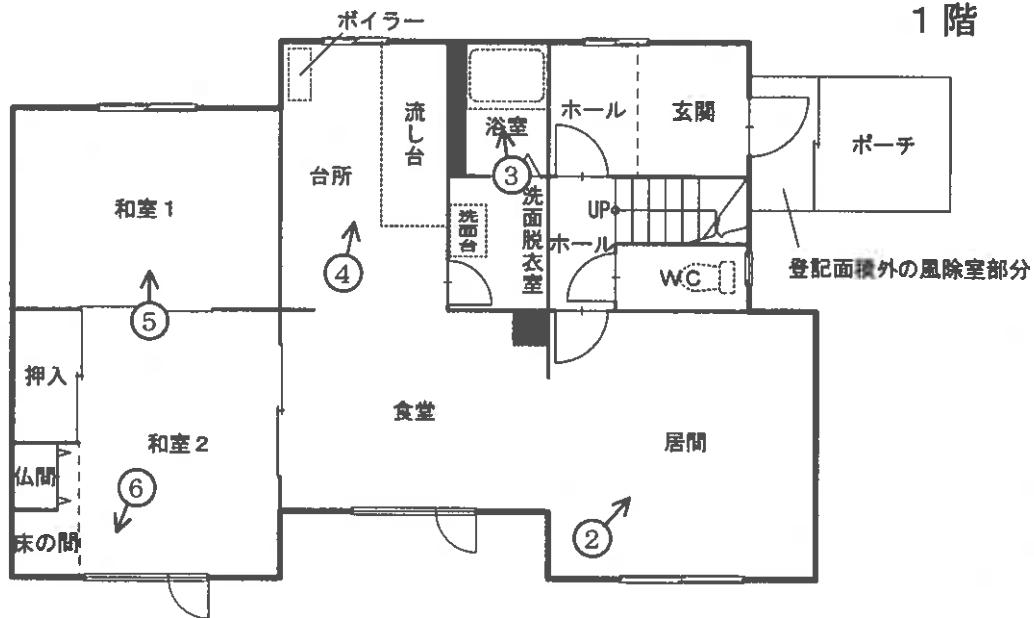


←○ 写真番号・撮影方向
(7 枚目)

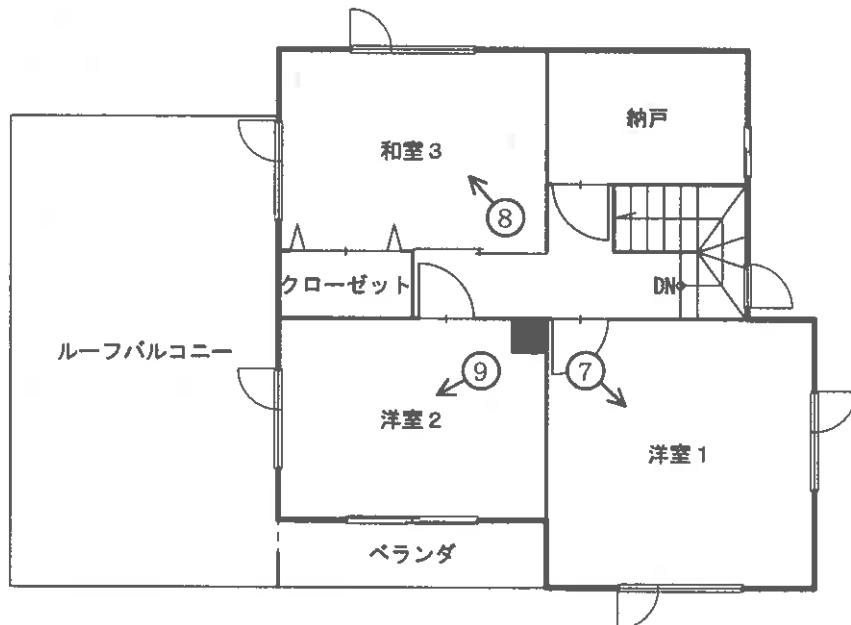
建物間取図（間取略図）



1階



2階



←○ 写真番号・撮影方向
(8 枚目)



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



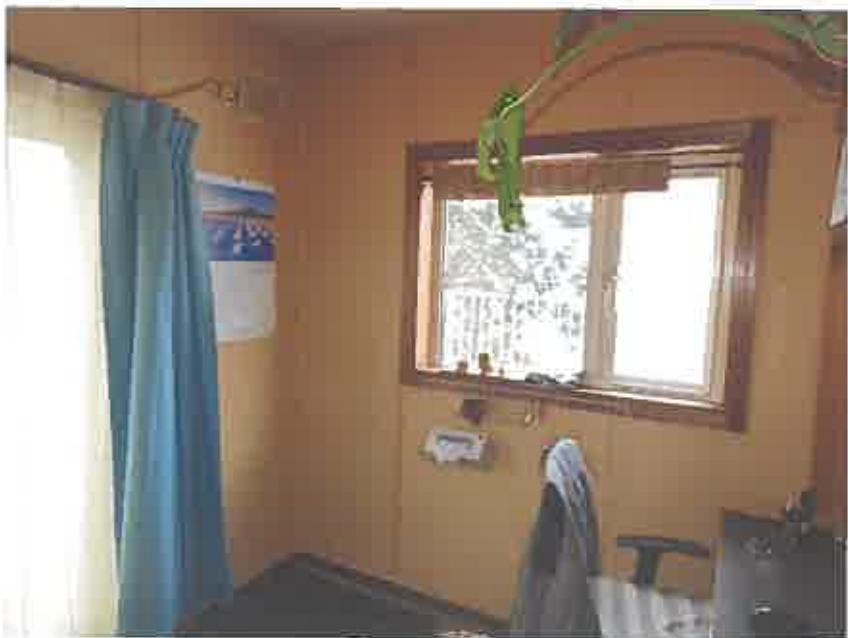
写真⑥



写真⑦



写真⑧



写真⑨

令和6年(又)第19号
令和7年1月17日現地調査
令和7年1月20日評価

函館地方裁判所 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士
廣瀬 靖之

第1 評価額

一括価格	
金3,990,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金2,900,000円
物件2（建物）	金1,090,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	北斗市中野通3丁目 125番9 宅地 410.45m ²	同左 (但し、下記参照)
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	北斗市中野通3丁目125番地9 125番9 居宅 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 1階 69.56m ² 2階 46.37m ²	同左 (但し、下記参照)
番号	特記事項		
1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に木柵あり（別添図参照）。 ・建物（物件2）玄関付近に登記面積外の風除室部分あり（別添図参照）。 ・敷地内にスチール製仮設物置あり（別添図参照）。 		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	・道南いさりび鉄道「清川口」駅の西方道路距離約400m付近及び函館バス「上磯高校」停留所の南方道路距離約300m付近に位置する（別添図参照）。														
付近の状況	・付近は、戸建住宅等が多く見られる住宅地域。なお、地域に特段の影響を与えるような要因は見当らないことから、当分の間は現状のまま推移するものと思料される。														
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	<table border="1"> <tr> <td>都市計画区分</td> <td>市街化区域</td> </tr> <tr> <td>用途地域</td> <td>第1種中高層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>建ぺい率</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>容積率</td> <td>200%</td> </tr> <tr> <td>防火規制</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>その他の規制</td> <td>・景観計画区域 ・津波災害警戒区域</td> </tr> </table>			都市計画区分	市街化区域	用途地域	第1種中高層住居専用地域	建ぺい率	60%	容積率	200%	防火規制	一	その他の規制	・景観計画区域 ・津波災害警戒区域
都市計画区分	市街化区域														
用途地域	第1種中高層住居専用地域														
建ぺい率	60%														
容積率	200%														
防火規制	一														
その他の規制	・景観計画区域 ・津波災害警戒区域														
画地条件	・別添図の通り、間口約20m、奥行約20m～約24mの略長方形の中間画地である。														
接面道路の状況	・南東側にて現況幅員約3mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号）に接面。なお、北斗市担当者聴取によると、当該道路は建築基準法第42条第2項（みなし）道路の指定もなされていることから、建物等の建築に際しては、4mの道路幅員確保のためセットバックを要するとのことであり、本件土地の場合、対面側が鉄道敷地でセットバックが不可能なため、本件土地側に一方的にセットバックを要するとのことである。また、当該道路幅員との関係から基準容積率が160%に制限されるとのことである。														
土地の利用状況等	・本件建物（物件2）等の敷地となっているほか、敷地内に庭木が植栽されている。 ・積雪下ではあるが、上記接面道路及び隣接地とは概ね等高に接面しており、また、宅盤も概ね平坦と把握された。														
供給処理施設	<p>上水道：有（※下記特記事項参照）</p> <p>ガス配管：無</p> <p>下水道：有</p>														
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 北海道公表資料によると、本件土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していないとのことである。 本件土地については、水質汚濁防止法、下水道法の有害物質使用特定施設に該当する事業所等は立地しておらず、土壤汚染対策法の区域指定もなされていない。また、過去の航空写真等による履歴調査等に際しても、土壤汚染の可能性は確認できなかった。但し、評価人としての調査には限界があること等から、詳細については別途専門機関による調査を要する。 前記記載の通り、敷地内に木柵あり（別添図参照）。 														

特記事項	<ul style="list-style-type: none">・※北斗市担当課提供図面によると、本件建物（物件2）の上水道引込管は、本件土地北側を通る隣接建物との共有引込管から分岐する形で引き込まれている様子と把握された。・現地調査等に際して、本件建物（物件2）関係（建物基礎、上下水道引込管等）以外の地下埋設物の存在可能性は特段把握されなかつたが、本件土地が比較的規模の大きな土地であること及び積雪下で地下埋設物の把握が困難な状況にあること等から、詳細については別途調査を要する。・公図、地積測量図等に基づき本件土地の位置、形状等を確認したが、積雪下で境界石等を確認できなかつたことや、敷地内に植栽されている庭木の枝及び隣接地に植栽されている庭木の枝等が双方越境している様子と把握されたこと等から、本件土地の正確な地積、範囲等の確定には専門家による測量を要する。
------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）	昭和53年8月31日 新築
	経過年数	約 46年
	経済的残存耐用年数	約 5年
仕 様	構 造	鉄筋コンクリート造
	屋 根	陸屋根
	外 壁	サイディング等
	内 壁	ボード、クロス貼り等
	天 井	ボード、クロス貼り等
	床	カーペット、畳等
	設 備	電気設備、給排水設備、衛生設備等
	その他	・ベランダ（約3.31m ² ） ・ルーフバルコニー（約23.19m ² ）
床面積（現況）	第3項目の物件欄記載の通り。	
現況用途等	階 層：2階建 現況用途：居宅 間取り：5LDK+納戸（詳細建物間取図[間取略図]参照）	
品 等	・総 合：概ね普通 ・使用資材：概ね普通 ・施 工：概ね普通	
保守管理の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に外壁等のリフォーム工事を実施している様子にあるが、建築後相当年数が経過していること等から、全体的に老朽化が目立つ状況で、外装関係（軒天、庇等）の汚損箇所（剥がれ、損傷、錆等）が多数認められた。 ・室内についても、雨漏れ等に起因したものと思われる天井、内壁等の汚損箇所（剥がれ、染み跡、天井板の脱落、損傷等）が各所で認められたほか、ペット（猫）による引っ搔き傷、煙草による黄ばみ等も各所で認められた。 ・一部建具（畳、押入戸等）が取り外されており、1階（和室1）の床にはブルーシートが敷かれている。 ・以上、建物が建築後相当年数が経過しており、老朽化が目立つ状況にあること及び保守管理の状態が不良と把握されたことから、建物の利用に際しては、諸設備等の点検、修理、更新等を含めた内外装の大規模なリフォーム工事を要するものと把握された。 	
建物の利用状況	現況調査報告書参照	
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・北斗市担当課照会によると、本件建物については、新築時に建築確認申請及び工事完了検査済とのことである。但し、新築時の建築計画概要書によると、本件土地は現状接道する前記記載の道路の幅員と異なる6m道路に接道するものとして、建築確認申請等を受けている様子であり、詳細については不明のことである。 	

特記事項	<ul style="list-style-type: none">・目視による調査の範囲においては、飛散性のある吹付けアスベストの使用の有無等については特に確認できなかった。但し、建物の建築年時より、アスベスト含有建材（塗料、成形板等）の使用可能性が考慮されること及び評価人としての調査には限界があることから、詳細については別途専門機関による調査を要する。・室内にてペット（猫1匹）を飼育している。・前記記載の通り、建物（物件2）玄関付近に登記面積外の風除室部分（約1.62m²）あり（別添図参照）。なお、当該部分については、本件建物評価数量に含めないが、建物価格査定段階において考慮した。・前記記載の通り、敷地内にスチール製仮設物置（約3.96m²）あり（別添図参照）。
------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円／m ²) ア	個別 格差 イ	地 積 (m ²) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	19,000	0.94	410.45	0.90	6,598,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地あるいは基準地等との規準あるいは比準価格[類似地域所在の取引事例価格]等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：対象不動産の個別的要因（セットバックを要する [▲6%]。なお、前記記載の通り、敷地内に木柵、庭木が存するが、保守管理の状態等から、特段の増分価値は無いものと判断）を総合的に勘案検討し、個別格差を上記の通り査定した。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：敷地と建物の適応状態等を考慮の上、▲10%と判定。

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価（風除室部分含む）を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円／m ²) ア	現況延床 面積(m ²) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	270,000	115.93	0.05	1,565,000

ウ 現価率

・耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し現価率を査定した。

$$\begin{array}{ccc} \text{耐用年数に基づく} & \text{観察減価法} & \text{現価率} \\ \text{方法（定額法）} & & \\ (51-46) / 51 & \times & 0.50 = 0.05 \end{array}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	6,598,000	0.10	使用借権	660,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①才、1②工) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ (千円以下切り捨て)
1	6,598,000	— 660,000	/	0.70	0.70	—	2,900,000
2	1,565,000	+ 660,000	—	0.70	0.70	—	1,090,000
一 括 価 格(合計)							3,990,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：近時の周辺地域の不動産需給動向及び前記記載の本物件の個別的事情（建物の保守管理状態及びアスベスト含有建材の使用可能性があること等）等を考慮の上、市場性修正率として0.70を乗じた。

オ 競売市場修正：第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮の上、競売市場修正率として0.70を乗じた。

カ その他の控除減価（敷金等）：—

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 [北斗-2]

所 在 : 北斗市常盤2丁目62番7「常盤2-1-6」
価 格 : 24,200円/m²
位 置 : 道南いさりび鉄道「上磯」駅近接
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 166m²
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 南東側11m市道
用 途 指 定 等 : 第1種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1	5,864,509 円
物件2	3,276,005 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 地図（法第14条第1項）写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図(間取略図)

以 上

地理院地圖

GSI Maps

受命物件の位置図

— 1 —

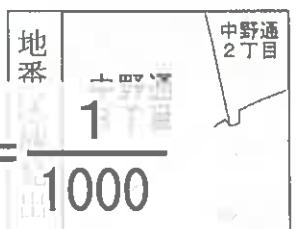


119-1

地図写



(種別: 図上測定)



中野通三丁目

※ 本図面は、地図の一部を複写したものである。

卷之三

657567

地番	125-4 125-2	北斗市中野通3丁目
土地の所在		JR東日本北斗駅

圖四 在量測所地積土地

四

200

作製年月日
昭和
五年八月廿四日
製作者
甲

愛昭和昭和二十一年九月六日
三

J

入済

圖書

~~100' " 5480.
100' " 4520.~~

用
① 125-1
1850
1840
1830
1820
1810
1800
1790
1780
1770
1760
1750
1740
1730
1720
1710
1700
1690
1680
1670
1660
1650
1640
1630
1620
1610
1600
1590
1580
1570
1560
1550
1540
1530
1520
1510
1500
1490
1480
1470
1460
1450
1440
1430
1420
1410
1400
1390
1380
1370
1360
1350
1340
1330
1320
1310
1300
1290
1280
1270
1260
1250
1240
1230
1220
1210
1200
1190
1180
1170
1160
1150
1140
1130
1120
1110
1100
1090
1080
1070
1060
1050
1040
1030
1020
1010
1000
990
980
970
960
950
940
930
920
910
900
890
880
870
860
850
840
830
820
810
800
790
780
770
760
750
740
730
720
710
700
690
680
670
660
650
640
630
620
610
600
590
580
570
560
550
540
530
520
510
500
490
480
470
460
450
440
430
420
410
400
390
380
370
360
350
340
330
320
310
300
290
280
270
260
250
240
230
220
210
200
190
180
170
160
150
140
130
120
110
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0

通3丁目
2600-4
X(14.20+)

斗市中野邊
① 1224
② 29.98
6日

求積
125-1
125-9
合清年九月一

地籍圖
昭和 5

(日 月 連 10)

されている内容を証明した書面である。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

（函館地方法務局管轄）

令和6年10月23日

卷之三

卷之三

※ 原図を70%縮小

登記年月日：昭和53年10月11日

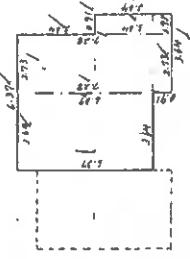
827573 各階平面図

北斗市中野通3丁目

家屋番号 / 25番9

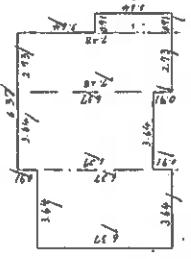
建物の所在
土砂郡上野町字中野通 / 25番地9

2 階



6.37 × 3.64 = 23.1868/
2.28 × 2.73 = 19.8744/
3.64 × 0.94 = 3.3124/
合計 46.3736
床面積 46.3736

1 階



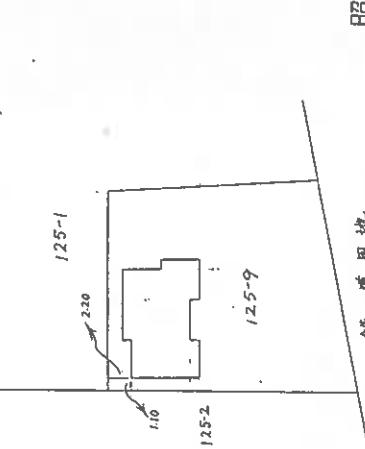
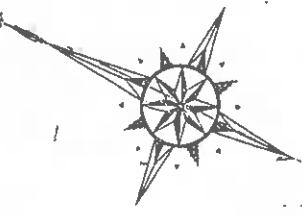
6.37 × 3.64 = 23.1868/
6.37 × 3.64 = 23.1868/
7.28 × 2.73 = 19.8744/
3.64 × 0.94 = 3.3124/
合計 69.5604
床面積 69.5604

面図

北斗市中野通3丁目

家屋番号 / 25番9

建物の所在
土砂郡上野町字中野通 / 25番地9



斜戸地

昭和

五

參

年

拾

月

拾

日

(日調達
12)

作製者

縮尺
1/250

縮尺
1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

※ 原図を70%縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪地方法務局管轄)

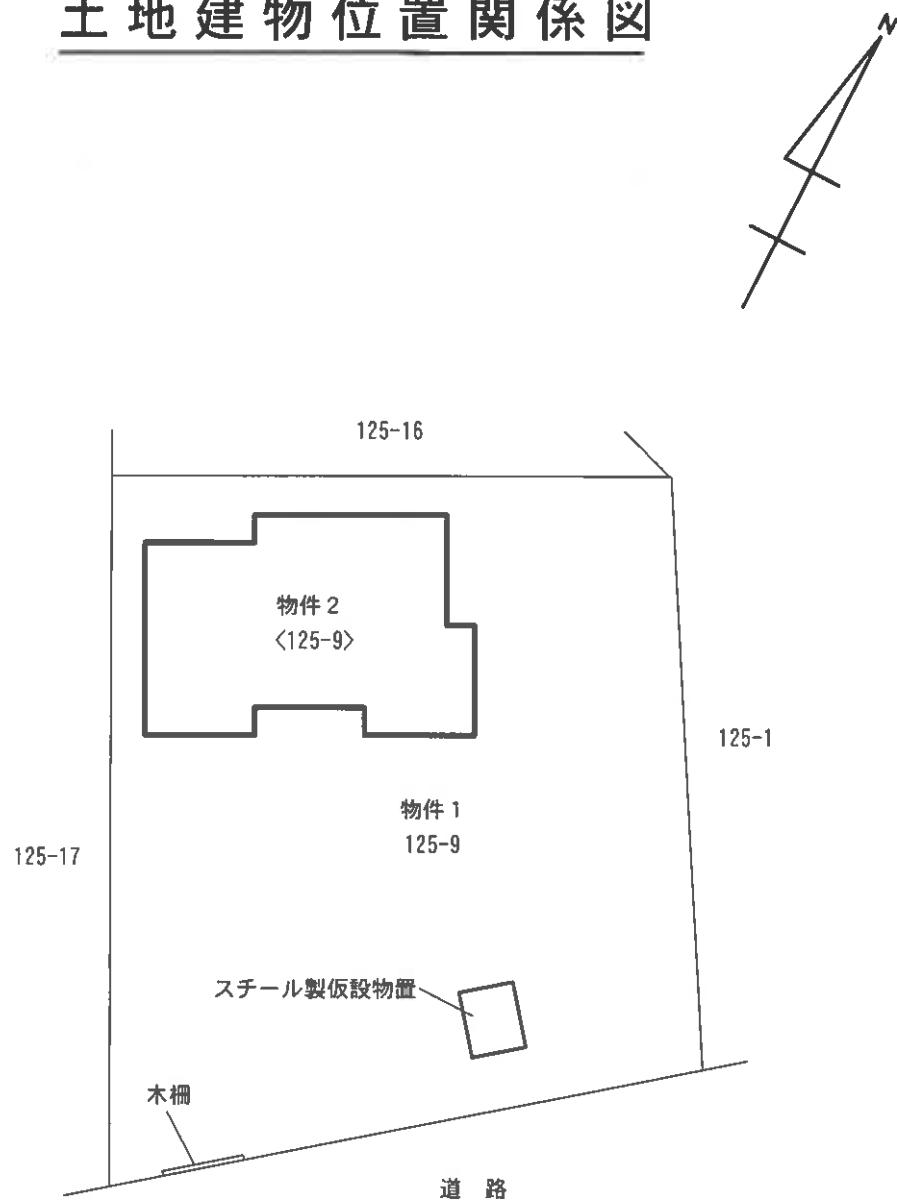
令和6年10月23日

大阪法務局北出張所

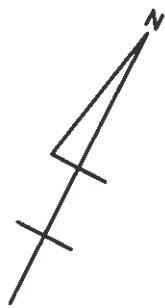
登記官

請求番号：12-3

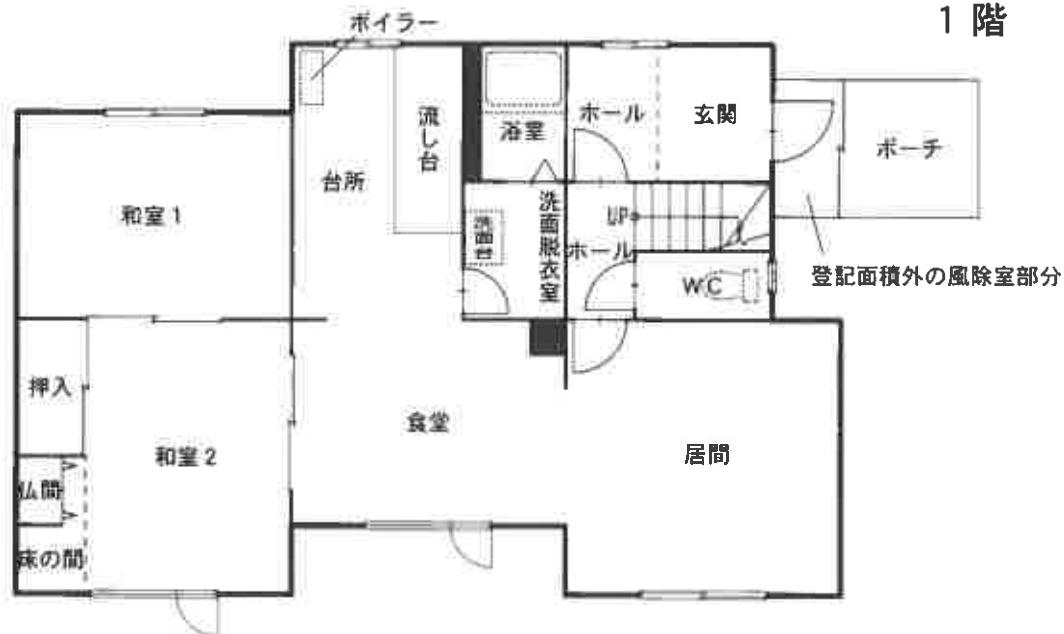
土地建物位置関係図



建物間取図(間取略図)



1階



2階

